

## 第二期県有施設耐震化整備プログラム

平成 28 年 3 月 25 日

県有施設耐震化調整会議

平成 30 年 3 月 31 日（更新）

平成 31 年 3 月 29 日（更新）

令和元年 9 月 19 日（更新）

令和 2 年 3 月 31 日（更新）

令和 3 年 2 月 17 日（更新）

令和 3 年 3 月 31 日（更新）

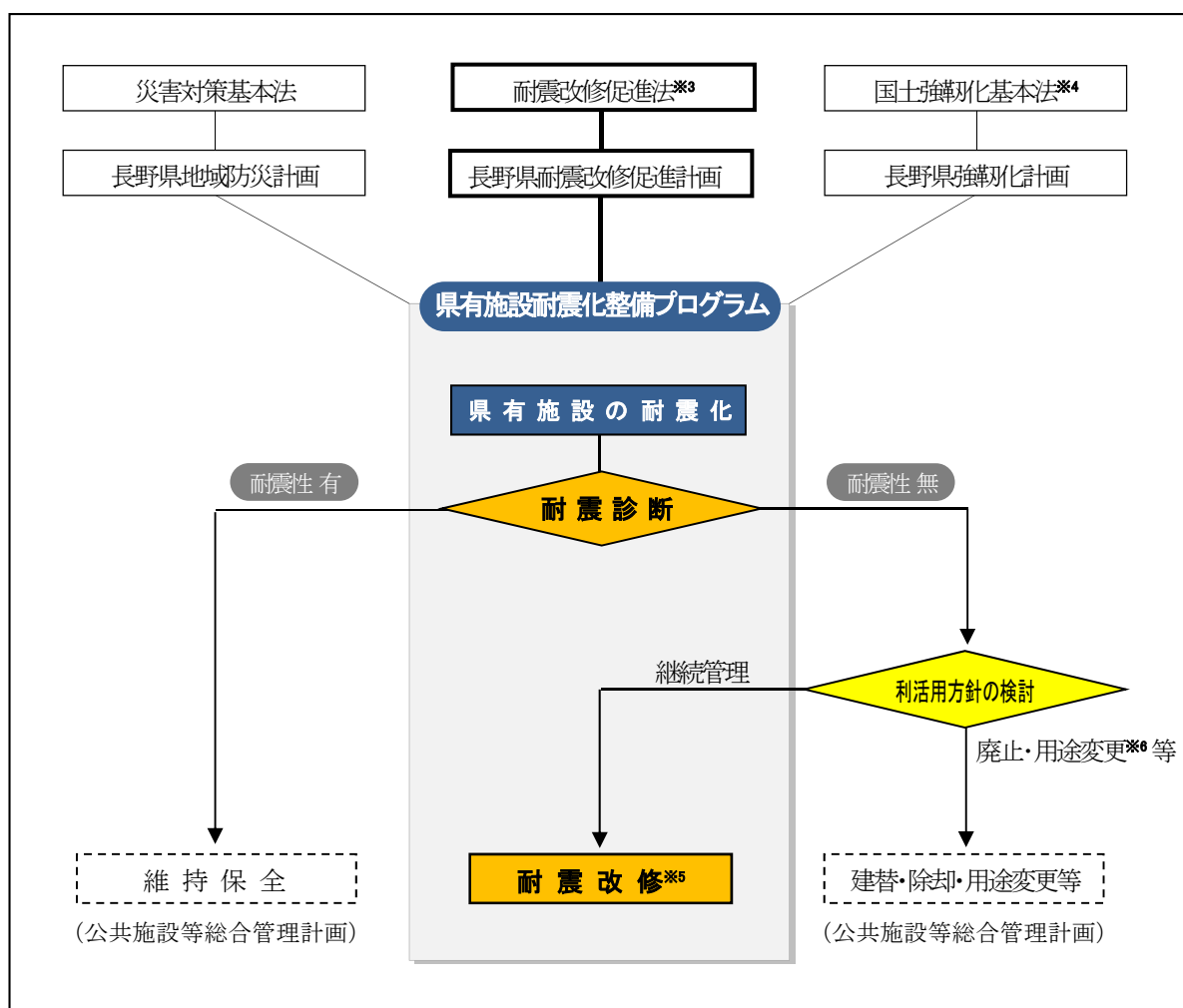


## 目 次

	ページ
1 プログラム策定の目的 -----	1
2 県有施設の耐震対策 -----	2
3 県有施設の耐震化の現状 -----	3
4 プログラムによる耐震対策 -----	4
5 県有施設耐震化調整会議の設置 -----	9
6 プログラムの公表等 -----	9

# 1 プログラム策定の目的

長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）（計画期間：平成 28 年度から平成 32 年度末まで）に定める県有施設※1の耐震化※2を計画的に進め、大規模地震発生時における県有施設の被害軽減を図り、震災直後でも、災害応急活動や業務の継続に支障がないものとするため、長野県地域防災計画及び長野県強靱化計画を踏まえ、県有施設の耐震対策のスケジュール、目標、耐震化の方法等の基本的な事項を定める。



県有施設耐震化整備プログラムに基づく耐震対策の位置付けと進め方のイメージ

- ※1 県有施設：公用財産又は公共用財産であり、かつ建築基準法第2条第1号に定める建築物。道路、河川等の施設は対象としない。
- ※2 耐震化：耐震診断を実施し、地震により倒壊のおそれがあると判定された建築物や要求される機能が確保できないと判定された建築物に対し耐震改修や改築等を実施し、地震に対する安全性や必要とされる機能を確保することをいう。
- ※3 耐震改修促進法：建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成 7 年法律第 123 号）
- ※4 国土強靱化基本法：強くしなやかな国民生活の実現を図るための防災・減災等に資する国土強靱化基本法（平成 25 年法律第 95 号）
- ※5 耐震改修：耐震性能を向上させるため、柱、梁、壁等の構造上重要な部分を補強する改修工事
- ※6 用途変更：耐震化の方法のひとつ。施設の用途を変更することにより耐震性能の要求水準を引き下げることができる。

## 2 県有施設の耐震対策

### (1) 経 過

阪神淡路大震災を契機として平成7年10月に公布された「建築物の耐震改修の促進に関する法律」は、平成17年11月に改正され、都道府県は「建築物の耐震診断及び耐震改修の促進を図るための基本的な方針」（以下「基本方針」という。）に基づき、住宅及び多数の者が利用する一定規模以上の建築物の耐震化率を平成27年度までに9割以上とすることを目標とする「都道府県耐震改修促進計画」の策定が義務付けられた。

長野県では、平成19年1月に「長野県耐震改修促進計画」を策定し、公共建築物は、地震時の人命保護だけでなく、被災後の災害応急対策の活動拠点として機能する上でも耐震性能の確保が求められるとの認識のもとに県有施設の耐震化を率先して進めることとし、県有施設のうち災害拠点施設<sup>※1</sup>及び多数の者が利用する建築物<sup>※2</sup>の平成27年度における耐震化率の目標を100%とした。

また、その実行計画として平成19年11月に「県有施設耐震化整備プログラム（以下「第一期プログラム」という。）を策定し、耐震性能が確認されていなかった昭和56年5月以前に建設された施設の耐震化を実施した。

一方、第一期プログラム期間中にも平成20年の岩手・宮城内陸地震など大規模地震が頻発し、特に平成23年3月に発生した東日本大震災は、これまでの想定をはるかに超える巨大な地震・津波により、一度の災害で戦後最大の人命が失われるなど、甚大な被害をもたらした。県内でも、平成23年に長野県北部地震や長野県中部地震が、平成26年に長野県神城断層地震が発生しており、今後も大規模地震発生の切迫性が指摘され、ひとたび地震が発生すると被害は甚大なものと想定されている。また、東日本大震災以降、非構造部材<sup>※3</sup>の耐震化、被災後の事業活動の継続等の新たな課題も生じている。

このため、長野県耐震改修促進計画（第Ⅱ期）においては、長野県地域防災計画及び長野県強靱化計画を踏まえ、県有施設においても、震災時の応急活動等に必要な施設を継続して使用できるようにするため、防災上重要な拠点等となる施設の耐震性能の強化や吊り天井等の非構造部材の耐震対策等が平成32年度末までの耐震化の目標<sup>※4</sup>として示され、プログラムを策定し計画的に進めていくこととされた。

### (2) 県有施設の耐震性能の基準

現在、県有施設については、県有施設の耐震対策要綱（平成14年12月11日施行）に基づき、建設時に施設用途に応じて耐震性能の割増を行っている。また、既存施設についても耐震診断及び耐震改修等により、耐震化を図ることとしている。

---

**※1 災害拠点施設**：「災害応急対策」に必要な災害対策基本法第50条の各号に掲げる事項を行う施設

＜災害対策基本法第50条(要旨)＞

(ア) 警報の発令及び伝達並びに避難の勧告又は指示に関する事項、(イ) 消防、水防その他の応急措置に関する事項、(ウ) 被災者の救護、救助その他保護に関する事項、(エ) 災害を受けた児童及び生徒の応急の教育に関する事項、(オ) 施設及び設備の応急の復旧に関する事項、(カ) 清掃、防疫その他の保健衛生に関する事項、(キ) 犯罪の予防、交通の規制その他災害地における社会秩序の維持に関する事項、(ク) 緊急輸送の確保に関する事項、(ケ) 前各号に掲げるもののほか、災害の発生の防御又は拡大の防止のための措置に関する事項

**※2 多数の者が利用する建築物**：耐震改修促進法第14条第1号で定める多数の者が利用する建築物。災害拠点施設以外の一般庁舎、集会場等で延べ面積が1,000㎡以上かつ階数3以上の施設等が該当する。

**※3 非構造部材**：構造体(柱、梁等)以外の部材。天井材や内外装材等が該当する。

**※4 耐震化の目標**：「促進計画」の第1-5-(1)-アの「県有施設の耐震化の目標」による。

### 3 県有施設の耐震化の現状

#### (1) 第一期プログラムの耐震対策

第一期プログラムでは、表1の災害拠点施設及び多数の者が利用する建築物（以下「災害拠点施設等」という。）1,233棟のうち、旧耐震基準<sup>※1</sup>により建設された607棟について次の対策を実施した。<sup>※2</sup>

#### ア 構造体の耐震化

対象施設の耐震診断を実施し、耐震性能が現行の建築基準法の規定に満たない施設（評価値<sup>※3</sup>が1未満の施設）について、耐震補強や改築等を実施した。

#### イ 耐震性能の割増

耐震補強の対象となった災害拠点施設については、県有施設の耐震対策要綱に基づき、構造体の割増補強<sup>※4</sup>を実施した。

#### ウ 災害拠点施設の防災機能の強化

第一期プログラムで耐震補強等を実施した県庁及び合同庁舎については、ライフラインの途絶に備え、設備の防災機能の強化を行った。

表1 第一期プログラムの対象施設

(棟)

区分	県有施設の棟数		災害拠点施設 ・多数の者が 利用する建築 物 計 1,233
旧耐震基準（56年5月以前の構造基準）の建築物	4,024	607	
災害拠点施設	569		
多数の者が利用する建築物	38		
上記以外の建物 <sup>※5</sup>	3,417		
新耐震基準（56年6月以降の構造基準）の建築物	3,495	626	
災害拠点施設	503		
多数の者が利用する建築物	123		
上記以外の建物	2,869		
県有施設の合計	7,519		

\*棟数は、第一期プログラム策定時（県営住宅は含まない）

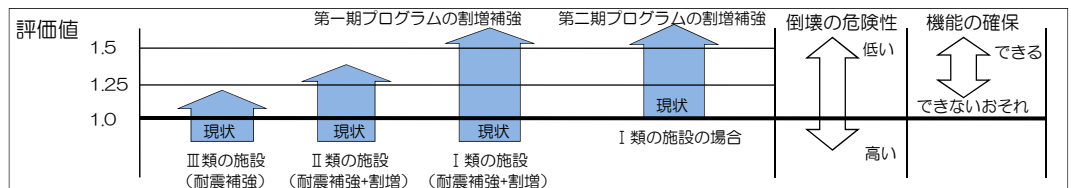
※1 旧耐震基準：昭和56年5月まで適用されていた建築基準法施行令の耐震関係規定の基準。なお、昭和56年6月以降に適用された耐震関係規定の基準については、新耐震基準という。新耐震基準で建設された建築物は、耐用年限中に一度遭遇するか知れない程度の地震（震度6強から震度7程度）に対しても崩壊の危険性は低いとされている。

※2 次の建築物は、第一期プログラムでは耐震対策の対象としていない。

- ① 旧耐震基準の建築物のうち、災害拠点施設等に該当しない建築物 ② 新耐震基準の建築物 ③ 建築非構造部材及び建築設備（一部は実施） ④ 昭和56年6月以降の建築基準法の構造基準の改正に伴い生じた既存不適格部分

※3 評価値：評価値 =  $I_s$  (耐震性能をあらわす指標値) /  $E_s$  (要求される耐震性能の指標値)

※4 割増補強：災害拠点施設の機能を確保するため、耐震性能の安全率(割増係数)を上乗せして行う耐震補強。



※5 上記以外の建物：災害拠点施設又は多数の者が利用する建築物のうち耐震化の時期が平成28年度以降の施設を含む。

## 4 プログラムによる耐震対策

### (1) 耐震化の方針

第一期プログラムにより災害拠点施設等についての人命の保護を主たる目的とした耐震化が完了したことから、新たに平成 28 年度から令和 3 年度<sup>※0</sup>までを計画期間と定め、防災上重要な庁舎等<sup>※1</sup>における災害時の応急対策活動の継続や人命の保護を一層推進するため、第二期県有施設耐震化整備プログラム（以下「第二期プログラム」という。）を定め、次の対策を実施する。

- ア 新耐震基準で建設された災害拠点施設等の割増補強等
- イ 旧耐震基準で建設された中規模施設等の耐震化
- ウ 吊り天井等の非構造部材の耐震化
- エ 割増補強等と併せて行う業務の継続に必要な設備の防災機能の強化

### (2) 対象施設

第二期プログラムの対象施設<sup>※2</sup>は、(1)の各方針に対応して(3)ア、(4)ア及び(5)アのとおりとする。

表 2 県有施設耐震化整備プログラムの対象施設のイメージ<sup>※3</sup>

		第一期プログラムの対象施設	第二期プログラムの対象施設	分類 ※4
災害拠点施設等	災害拠点施設 I	[災害応急対策の指揮、情報伝達活動を行う拠点施設] 県庁、合同庁舎、保健所、建設事務所、警察署、交番、無線施設、ダム管理事務所、下水道管理事務所、発電管理事務所 [救急医療活動を行う拠点施設] 総合リハビリテーションセンター	(3) ア [防災上重要な庁舎等] ※5 第一期プログラムで割増補強が未了の施設及び新耐震基準で建設された施設 18 棟	I 類
		[避難施設] 避難所として指定された施設		
	[災害時要支援者のための施設] 社会福祉施設等	II 類		
	[生徒のための応急教育施設等] 学校校舎、屋内運動場、文化施設			
	[災害応急対策の拠点施設以外]			
多数の者が利用する建築物	[多数の者が利用する建築物] 災害拠点施設以外の庁舎、職員宿舍、図書館等で大規模な施設	(4) ア [中規模施設等の対象施設] 災害拠点施設等以外の庁舎、学校施設、職員宿舍等 <sup>※7</sup> 173 棟	III 類	
その他の施設	中規模施設等 <sup>※6</sup>			
	小規模施設 <sup>※8</sup>			

※0 当初、第二期プログラムの計画年度は令和 2 年度までであったが、構造計算点検対象施設 [別表 1④] の割増補強等を当初計画から変更し R2～R3 にかけて実施するため、令和 2 年 12 月に第二期プログラムを改定し、計画期間を 1 年延長した。

※1 防災上重要な庁舎等：災害応急対策の指揮、情報伝達活動を行う拠点施設又は救急医療活動を行う拠点施設のうち、延べ面積が 1,000 ㎡以上の施設

- ※2 次のいずれかに該当する場合は、第二期プログラムの対象としない。①人が日常立入ることがない施設、②廃止予定又は使用していない施設並びに利用方針が未定の施設、③耐震化を目的とした他の計画の対象施設
- ※3 第二期プログラムと第一期プログラムの対象施設と対策の関係は下表のとおり。

(参考表1)

区 分	耐震対策の内容			
	構造体の耐震化	非構造部材の耐震化	割増補強	設備の防災機能強化
災害拠点施設	○	△※3-1	△※3-2	△※3-3
多数の者が利用する建築物	○	×		
中規模施設等	×	×		
小規模施設	×※3-4	×※3-5		

[凡例] ○：第一期プログラムで完了、

△：第一期プログラムで一部完了

×：第一期プログラムでは未着手

□：第二期プログラムの対策の範囲

※3-1 第一期プログラムに基づく耐震補強に際し天井の除去が必要となったものは先行して実施済（手戻工事の防止）

※3-2 第一期プログラムに基づき耐震補強を行った県庁及び合同庁舎は先行して実施済（手戻工事の防止）

※3-3 対象施設及び対策の内容は、災害応急対策の活動内容を踏まえ、所管部局と協議して定める。

※3-4 小規模施設の構造体及び非構造部材の耐震化は、維持保全対策として検討

※4 分類：官庁施設の総合耐震・対津波計画基準（平成25年3月29日国営計第126号、国営整第198号、国営計第135号）で定める「耐震安全性の分類」をいう。

※5 防災上重要な庁舎等の棟数

(参考表2)

(棟)

区 分		対象施設	S56年5月以前に建設	S56年6月以降に建設	計
災害拠点施設等	災害拠点施設	災害拠点施設Ⅰ	41	117	158
		□ 防災上重要な庁舎等（内数）	20	41	61
		災害拠点施設Ⅱ	528	386	914
	多数の者が利用する建築物		38	123	161
	計		607	626	1,233

\*上表の棟数は、防災上重要な庁舎等以外は、第一期プログラム策定時（県営住宅は含まない）

[凡例] □ の枠内は第一期プログラムの対象施設

□ の枠内は第二期プログラムの対象施設

※6 中規模施設等：旧耐震基準の建築物のうち災害拠点施設等以外の施設であって次の①又は②の規模要件を満たすもの及び災害拠点施設等のうち耐震化の時期が平成28年度以降の施設

①木造以外：2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

②木造：3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

※7 中規模施設等のうち、第二期プログラム対象施設の棟数

(参考表3)

(棟)

対象施設	S56年5月以前に建設	S56年6月以降に建設	計
災害拠点施設等及び中規模施設	985	1,338	2,323
□ 第二期プログラムの対象施設（内数）	173	-	173
小規模施設	2,241	2,182	4,423
総 計	3,226	3,520	6,746

・上表の棟数は平成27年3月31日現在（県営住宅は含まない）

[凡例] □ の枠内は第二期プログラムの対象施設（構造体の耐震化）

※8 小規模施設：災害拠点施設等又は中規模施設等のいずれにも該当しない施設。第二期プログラムの対象外。



(3) 新耐震基準で建設された災害拠点施設等の割増補強等と業務の継続に必要な機能の強化

ア 対象施設

災害応急対策の指揮、情報伝達活動を行う拠点施設又は救急医療活動を行う拠点施設のうち、延べ面積が1,000㎡以上の施設（以下「防災上重要な庁舎等」という。）であって、平成15年度までに建設された施設〔別表1〕

イ 実施目標

旧耐震基準の建築物のうち、第一期プログラムで評価値が1以上のため割増補強等が行われなかった4棟〔別表1②〕と新耐震基準の建築物のうち昭和63年度までに建設された14棟〔別表1③〕の合計18棟の割増補強等の完了を目標とする。

表3 防災上重要な庁舎等の割増補強等の目標 (棟)

区 分	旧耐震基準 の建築物		新耐震基準 の建築物		合 計 e=a+c	割増補 強等済 f=b+d	実施率 f/e (%)	(参 考) 構 造計 算書 の点 検 別表1 ④
	別表1 ①,② a	割増補 強等済 b	別表1 ③ c	割増補 強等済 d				
	平成28年3月末		16					
実施目標	20	4	14	14	34	18		24
平成32年3月末		20		14		34	100	

ウ 実施内容

(ア) 耐震診断及び割増補強等

(イ) 設備の防災機能の強化（停電対策、断水対策及び公共下水道損傷対策等）

割増補強等を行う場合には、ライフラインの途絶を想定し、設備の防災機能の強化を行う。対象とする施設及び機能は、災害応急対策の活動内容を踏まえ、所管部局と協議して定める。

なお、第二期プログラムの対象外施設の設備の防災機能の強化については、所管部局が実施する。

エ 実施方法

(ア) 昭和63年度までに建設された施設〔別表1②,③〕

a 耐震診断

(a) 対象施設については、平成30年度までに耐震診断を実施する。(第一期プログラムで耐震診断を実施した施設は除く。)

(b) 合同庁舎については、施設規模等から対策工事が長期にわたることが想定されるため優先して実施し、他の施設については建設年度の早い施設を優先する。

b 割増補強等

(a) 耐震診断の結果、割増の耐震性能が確認できない施設については、割増補強又は改築等を実施する。この場合における耐震性能の整備水準は、県有施設の耐震対策要綱（平成 14 年 12 月 11 日策定）による。

(b) 耐震化の方法として割増補強、改築、除却、用途変更等のいずれの方法によるかについては、耐震診断の結果並びに施設の利活用方針及び工事の業務への影響等を踏まえ、所管部局において検討する。なお、構造体コンクリートの推定強度が規定値より低い場合や補強工事の施工が困難な場合は、耐震改修以外の方法を検討する。（旧耐震基準で建設された中規模施設等の耐震化においても同様とする。）

(c) 割増補強等の実施は、原則として耐震性能の低い施設を優先する。ただし、大規模施設については、財政負担の平準化の観点から、個別に検討する。

(d) 合同庁舎及び警察署等については、割増補強等の実施に合わせて、設備の防災機能の強化を行う。

(イ) 平成元年度から平成 15 年度までに建設された施設〔別表 1 ④〕

a 構造計算書の点検※<sup>1</sup>

県有施設耐震化調整会議事務局（施設課）において、耐震診断に代えて構造計算書の点検を平成 30 年度までに行う。

b 割増補強等

(a) 対象施設の割増補強の進め方については、構造計算書の点検結果を踏まえ、県有施設耐震化調整会議で検討する。

(b) 割増補強を行う対象施設については、令和 2 年度までに設計を行い、令和 2 年度より順次、割増補強等を実施する。

(c) 合同庁舎及び警察署等については、割増補強等の実施に合わせて、設備の防災機能の強化を行う。

(ウ) 平成 16 年度以降に建設された施設〔別表 1 ⑤〕

県有施設の耐震対策要綱に基づき、耐震性能の割増が行われて建設されているため、耐震診断及び割増補強等は実施しない。

---

※1 構造計算書の点検:平成元年度から平成 15 年度までに建設された施設については、「官庁施設の総合耐震計画標準」(昭和 62 年 4 月建設大臣官房官庁営繕部監修)及び「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」に示された耐震性能の割増が行なわれている場合があるため、その状況を構造計算書の点検により確認する。

#### (4) 旧耐震基準で建設された中規模施設等の耐震化

##### ア 対象施設

旧耐震基準で建設された施設のうち、第一期プログラムにより耐震化が完了した施設以外で次のいずれかに該当する施設 [別表2]

##### (ア) 木造の建築物

3以上の階数を有し、又は延べ面積が500㎡、高さが13m若しくは軒の高さが9mを超えるもの

##### (イ) 木造以外の建築物

2以上の階数を有し、又は延べ面積が200㎡を超えるもの

##### イ 実施目標

対象施設173棟すべての耐震化の完了を目標とする。

##### ウ 実施内容

耐震診断及び建築基準法の規定を満たす耐震改修等

##### エ 実施方法

##### (ア) 耐震診断

避難施設としても利用される学校施設を優先し、その他の施設は、建設年度の早い施設を優先する。

##### (イ) 耐震改修等

- a 耐震診断の結果、建築基準法の規定に満たない施設は、耐震改修等を実施する。
- b 耐震改修等の実施は、原則として耐震性の低い施設を優先する。

#### (5) 吊り天井等の非構造部材の耐震化

##### ア 対象施設

次のいずれかに該当する天井 [別表3]

##### (ア) 中学校、高等学校、特別支援学校、大学及び短期大学の屋内運動場（武道場、講堂及び屋内プールを含む。）のうち、高さが6mを超える吊り天井又は水平投影面積が200㎡を超える吊り天井

##### (イ) 建築基準法施行令第39条第3項に規定される特定天井※1

---

※1 特定天井: 特定天井とは、吊り天井であって、次の各号のいずれにも該当するものをいう。

- (1) 居室、廊下その他の人が日常立入る場所に設けられるもの
- (2) 高さが6mを超える天井の部分で、その水平投影面積が200㎡を超えるもの
- (3) 天井面構成部材等の単位面積質量（天井の1㎡当たりの質量）が2kgを超えるもの

## イ 実施目標

対象施設 51 棟のうち文化会館 3 棟を除く 48 棟の対策工事の完了を目標とする。文化会館については、計画期間内の対策の着手を目標とする。

## ウ 実施内容

天井及び天井に設置された設備等の耐震調査及び落下対策（撤去、補強、軽量化等）

## エ 実施方法

### （ア）耐震調査

避難施設としても利用される学校施設を最優先とし、次いで専門的な工事を必要とする文化会館を優先する。

### （イ）落下対策

耐震調査の結果、落下の危険性がある天井等については、落下対策を実施する。

## （6）第二期プログラムの対象施設以外の施設の耐震化

第二期プログラムの対象外施設について、特に耐震診断又は耐震補強等を必要とする場合は、所管部局で実施するものとする。

## 5 県有施設耐震化調整会議の設置

第二期プログラムの策定、実施時期の調整及び進捗管理に関する事項は、対象施設の関係部局で構成する県有施設耐震化調整会議において行う。

## 6 プログラムの公表等

### （1）プログラムの公表

プログラムの内容は公表する。また、耐震診断及び耐震補強等の年度末の進捗状況についても公表する。

### （2）進捗状況の公表時期等

進捗状況の公表は、次の方法により行う。

ア 耐震診断等の時期については、実施が確定した施設の予定年度を公表する。

イ 耐震診断等の結果については、実施年度及び評価値を公表する。

ウ 耐震化等の結果については、耐震化の方法及び完了年度を公表する。



旧耐震基準で建設された中規模施設等の対象施設

(別表2)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積㎡	用途区分 ①Ⅰ ⅡⅢ ※1	耐震診断						耐震化等		
					地上	地下			予定年度	実施年度	評価値 (二期) ※2	要求値 ※3	ランク ※4	耐震性 ※5	予定年度	完了年度	方法 ※6
1	上田合同庁舎	南棟	S55	S	2	0	467	⑦Ⅲ	-	H29	0.50	1.00	B	なし	-	R1	B 耐震補強
2	上田合同庁舎	自動車庫A	S46	S	1	0	567	⑦Ⅲ	-	H29	0.36	1.00	A	なし	-	R1	B 耐震補強
3	上田合同庁舎	自動車庫B	S46	S	1	0	432	⑦Ⅲ	-	H29	0.96	1.00	B	なし	-	R1	B 耐震補強
4	諏訪合同庁舎	人工地盤駐車場	S48	RC	1	0	1,394	⑦Ⅲ	-	H29	1.83	1.00	C	有	-	-	-
5	諏訪合同庁舎	大型車庫	S48	S	2	0	463	⑦Ⅲ	-	H29	0.17	1.00	A	なし	-	R1	B 耐震補強
6	飯田合同庁舎	車庫	S46	S	1	0	405	⑦Ⅲ	-	H29	0.70	1.00	B	なし	-	R1	B 耐震補強
7	西郷郷A地区	駒ヶ根日中支援3号棟NO. 1	S43	RC	1	0	364	⑦Ⅲ	-	-	-	-	C	有	-	H30	I その他 (耐震性有確認)
8	松本食肉衛生検査所	本館	S47	RC+S	1	0	312	⑦Ⅲ	-	H30	0.40	1.00	A	なし	-	R2	F 廃止
9	上田食肉衛生検査所	庁舎	S49	RC	1	0	253	⑦Ⅲ	-	H30	1.35	1.00	C	有	-	-	-
10	長野食肉衛生検査所	事務所	S55	RC	2	0	399	⑦Ⅲ	-	H30	1.58	1.00	C	有	-	-	-
11	乗鞍自然保護センター	乗鞍自然保護センター	S54	RC	1	0	835	⑦Ⅲ	-	H29	1.92	1.00	C	有	-	-	-
12	長野技術専門学校	管理棟	S46	RC	2	0	1,427	⑦Ⅲ	-	H28	0.79	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
13	長野技術専門学校	機械実習棟	S46	S	2	0	1,100	⑦Ⅲ	-	H29	0.16	1.00	A	なし	-	H30	B 耐震補強
14	長野技術専門学校	建築科実習棟	S46	S	1	0	1,139	⑦Ⅲ	-	H29	0.81	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
15	長野技術専門学校	体育館	S45	S	1	0	651	⑦Ⅲ	-	H29	0.56	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
16	岡谷技術専門学校	第2実習場	S37	S	1	0	264	⑦Ⅲ	-	-	-	-	-	-	-	R2	F 廃止
17	岡谷技術専門学校	A実習棟	S49	S	1	0	948	⑦Ⅲ	-	R1					-	R2	F 廃止
18	岡谷技術専門学校	B実習棟	S50	S	1	0	325	⑦Ⅲ	-	R1					-	R2・R3	B 耐震補強
19	岡谷技術専門学校	管理棟	S51	RC	2	0	898	⑦Ⅲ	-	H28	0.48	1.00	A	なし	R2・R3		B 耐震補強
20	飯田技術専門学校	実習棟A	S54	S	1	0	938	⑦Ⅲ	-	H29	1.51	1.00	C	有	-	-	-
21	飯田技術専門学校	実習棟B	S54	S	1	0	526	⑦Ⅲ	-	H29	1.17	1.00	C	有	-	-	-
22	飯田技術専門学校	管理棟	S55	RC	2	0	993	⑦Ⅲ	-	H28	1.26	1.00	C	有	-	-	-
23	工業技術総合センター (環境・情報技術部門)	本館	S43	RC	2	0	946	⑦Ⅲ	-	H29	0.91	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
24	工業技術総合センター (環境・情報技術部門)	附属館	S43	RC	1	0	221	⑦Ⅲ	-	H29	2.97	1.00	C	有	-	-	-
25	工業技術総合センター (環境・情報技術部門)	2号館	S43	S	1	0	772	⑦Ⅲ	-	H29	0.70	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
26	工業技術総合センター (環境・情報技術部門)	1号館	S43	S	1	0	756	⑦Ⅲ	-	H29	0.48	1.00	A	なし	-	H30	B 耐震補強
27	佐久家畜保健衛生所	本館	S47	RC	1	0	380	⑦Ⅲ	-	H30	3.10	1.00	C	有	-	-	-
28	伊那家畜保健衛生所	本館棟	S53	RC	1	0	393	⑦Ⅲ	-	H29	1.78	1.00	C	有	-	-	-
29	長野家畜保健衛生所	本館	S42	RC	2	0	455	⑦Ⅲ	-	H28	0.93	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
30	水産試験場	魚病指導総合センター	S56	RC	2	0	570	⑦Ⅲ	-	H30	1.92	1.00	C	有	-	-	-
31	水産試験場佐久支場	本館	S45	S	1	0	534	⑦Ⅲ	-	H30	0.81	1.00	B	なし	-	R2	B 耐震補強
32	農業試験場	学生寮	S56	RC	2	0	736	⑦Ⅲ	-	H30	1.75	1.00	C	有	-	-	-
33	農業試験場八重森庁舎	管理棟	S53	S	2	0	694	⑦Ⅲ	-	H30	1.20	1.00	C	有	-	-	-
34	南信農業試験場本館	本館	S50	RC	2	0	860	⑦Ⅲ	-	H30	0.86	1.00	B	なし	-	R2	B 耐震補強
35	畜産試験場	牛繁殖研究室	S39	W+RC	1	0	266	⑦Ⅲ	-	H30	0.10	1.00	A	なし	-	R2	B 耐震補強
36	畜産試験場	旧本館	S41	RC	2	0	830	⑦Ⅲ	-	-	-	-	-	-	-	R2	F 廃止
37	林業大学校	男子寮(翌検査)	S54	W	2	0	627	⑦Ⅲ	-	H28	0.46	1.00	A	なし	R3		F 廃止
38	林業大学校	本館	S53	RC	2	0	592	⑦Ⅲ	-	H28	0.93	1.00	B	なし	R2・R3		B 耐震補強
39	林業大学校	講堂	S53	S	2	0	243	⑦Ⅲ	-	H28	0.97	1.00	B	なし	R2・R3		B 耐震補強
40	大町建設事務所大町重機車庫	重機車庫	S45	S	1	0	330	⑦Ⅲ	-	H29	0.65	1.00	A	なし	-	R2	B 耐震補強
41	大町建設事務所白馬除雪基地	除雪重機格納庫	S51	S	2	0	473	⑦Ⅲ	-	H29	0.25	1.00	B	なし	-	R2	B 耐震補強
42	望月少年自然の家	本館棟	S51	RC	1	0	2,216	⑦Ⅲ	-	H28	1.95	1.00	C	有	-	-	-
43	望月少年自然の家倉庫	望月少年自然の家倉庫	S51	CB	2	0	165	⑦Ⅲ	-	H28	1.96	1.00	C	有	-	-	-
44	下高井農林高校	渡り廊下	S40	RC	2	0	138	⑦Ⅲ	-	H28	0.45	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
45	下高井農林高校	部室	S41/S55	S	2	0	187	⑦Ⅲ	-	H28	0.48	1.00	A	なし	-	R1	C 建替
46	中野立志館高校	部室	S55	CB	2	0	67	⑦Ⅲ	-	H28	0.86	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
47	須坂東高校	渡り廊下・昇降口棟	S48	RC	2	0	322	⑦Ⅲ	-	H28	1.04	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
48	須坂東高校	合宿所	S56	S	2	0	235	⑦Ⅲ	-	H28	1.20	1.00	C	有	-	-	-
49	須坂創成高校(旧須坂園芸高校)	機械室車庫	S44	S	1	0	327	⑦Ⅲ	-	H28	-	1.00	特A	不能	-	R2	C 建替
50	北部高校	部室	S54	CB	2	0	208	⑦Ⅲ	-	H28	0.95	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
51	長野西高校	合宿所	S54	S	2	0	383	⑦Ⅲ	-	H28	0.35	1.00	A	なし	-	R2	B 耐震補強
52	長野西高校中条校	合宿所	S56	S	2	0	235	⑦Ⅲ	-	H28	0.83	1.00	B	なし	-	H30	F 廃止
53	長野商業高校	渡り廊下	S48	RC	2	0	38	⑦Ⅲ	-	H28	0.80	1.00	B	なし	-	R2	B 耐震補強
54	長野東高校	渡り廊下(東側普通教室棟1.2F ~特別教室棟)	S50	RC	2	0	81	⑦Ⅲ	-	H28	1.70	1.00	C	有	-	-	-
55	長野東高校	渡り廊下(東側1.2F管理棟~普通 教室棟)	S51	RC	2	0	162	⑦Ⅲ	-	H28	1.23	1.00	C	有	-	-	-
56	長野東高校	部室棟(北側)	S51	CB	2	0	143	⑦Ⅲ	-	H28	0.33	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
57	長野東高校	部室棟(プール南側)	S52	CB	2	0	143	⑦Ⅲ	-	H28	0.46	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
58	長野工業高校	部室北棟	S45	CB	1	0	316	⑦Ⅲ	-	H28	1.98	1.00	C	有	-	-	-

旧耐震基準で建設された中規模施設等の対象施設

(別表2)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積㎡	用途区分 ①Ⅰ ②Ⅱ ③Ⅲ ※1	耐震診断						耐震化等		
					地上	地下			予定年度	実施年度	評価値 (二期) ※2	要求値 ※3	ランク ※4	耐震性 ※5	予定年度	完了年度	方法 ※6
59	松代高校	渡り廊下	S42	RC	2	0	162	⑦Ⅲ	-	H28	1.10	1.00	C	有	-	-	-
60	屋代高校	階段室棟	S54	S	3	0	61	⑦Ⅲ	-	H28	0.37	1.00	A	なし	-	R2	B 耐震補強
61	上田千曲高校	部室	S53	CB	1	0	201	⑦Ⅲ	-	H28	5.58	1.00	C	有	-	-	-
62	上田高校	昇降口・渡り廊下棟	S55	RC	2	0	233	⑦Ⅲ	-	H28	1.04	1.00	C	有	-	-	-
63	上田高校	渡り廊下	S56	S	2	0	140	⑦Ⅲ	-	H28	0.48	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
64	上田高校	合宿所	S55	RC	2	0	165	⑦Ⅲ	-	H28	3.39	1.00	C	有	-	-	-
65	上田高校	部室	S56	CB	2	0	333	⑦Ⅲ	-	H28	1.09	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
66	上田高校	合宿所	S39	RC	2	0	740	⑦Ⅲ	-	H28	0.41	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
67	上田染谷丘高校	2校舎西渡り廊下	S44	RC	2	0	159	⑦Ⅲ	-	H28	0.78	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
68	上田染谷丘高校	2校舎東渡り廊下	S44	RC	2	0	132	⑦Ⅲ	-	H28	0.76	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
69	上田東高校	部室	S54	CB	2	0	270	⑦Ⅲ	-	H28	1.03	1.00	B※	なし	-	R1	B 耐震補強
70	上田東高校	便所	S53	RC	2	0	146	⑦Ⅲ	-	H28	3.93	1.00	C	有	-	-	-
71	上田東高校	合宿所	S56	S	2	0	235	⑦Ⅲ	-	H28	1.23	1.00	C	有	-	-	-
72	丸子修学館高校	渡り廊下	S56	RC	2	0	273	⑦Ⅲ	-	H28	0.89	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
73	丸子修学館高校	部室	S55	CB	2	0	225	⑦Ⅲ	-	H28	1.06	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
74	蓼科高校	渡り廊下・昇降口棟	S38	RC	2	0	286	⑦Ⅲ	-	H28	0.42	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
75	軽井沢高校	部室	S56	CB	2	0	147	⑦Ⅲ	-	H28	1.73	1.00	B※	なし	-	H30	B 耐震補強
76	佐久平総合技術高校(浅間)	渡り廊下・便所棟	S39	RC	2	0	277	⑦Ⅲ	-	H28	0.60	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
77	佐久平総合技術高校(浅間)	合宿所	S56	S	2	0	235	⑦Ⅲ	-	H28	1.23	1.00	C	有	-	-	-
78	佐久平総合技術高校(白田)	北渡り廊下	S45	S	2	0	150	⑦Ⅲ	-	H28	0.31	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
79	佐久平総合技術高校(白田)	南渡り廊下	S45	S	2	0	118	⑦Ⅲ	-	H28	0.27	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
80	野沢北高校	渡り廊下・便所棟	S39	RC	2	0	285	⑦Ⅲ	-	H28		1.00	特A	不能	-	R1	C 建替
81	野沢南高校	東渡り廊下	S47	RC	2	0	150	⑦Ⅲ	-	H28	0.76	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
82	野沢南高校	部室	S47/S50	S	1	0	204	⑦Ⅲ	-	H28	1.31	1.00	C	有	-	-	-
83	野沢南高校	男子便所	S50	CB	2	0	48	⑦Ⅲ	-	H28	0.58	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
84	小海高校	渡り廊下・昇降口棟	S54	RC	2	0	284	⑦Ⅲ	-	H28	1.13	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
85	小海高校	西渡り廊下	S54	S	2	0	144	⑦Ⅲ	-	H28	0.75	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
86	富士見高校	渡り廊下	S39	RC	2	0	153	⑦Ⅲ	-	H28	0.61	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
87	富士見高校	部室	S55	CB	2	0	80	⑦Ⅲ	-	H28	1.02	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
88	茅野高校	東渡り廊下	S43	RC	2	0	120	⑦Ⅲ	-	H16	0.58	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
89	諏訪清陵高校	艇庫・部室	S55	S	2	0	315	⑦Ⅲ	-	H28	0.20	1.00	A	なし	-	H30	B 耐震補強
90	下諏訪向陽高校	部室	S55	CB	2	0	201	⑦Ⅲ	-	H28	2.10	1.00	B※	なし	-	H30	B 耐震補強
91	岡谷南高校	渡り廊下	S55	S	2	0	220	⑦Ⅲ	-	H17	0.95	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
92	岡谷南高校	部室	S56	CB	2	0	433	⑦Ⅲ	-	H28	1.98	1.00	C	有	-	-	-
93	岡谷南高校	プール更衣室棟	S56	CB	2	0	60	⑦Ⅲ	-	H28	1.52	1.00	C	有	-	-	-
94	辰野高校	渡り廊下・生徒会室棟	S45	RC	2	0	280	⑦Ⅲ	-	H28	1.15	1.00	B※	なし	-	R1	B 耐震補強
95	箕輪進修高校	体育器具部室	S44	S	2	0	82	⑦Ⅲ	-	-	-	-	-	-	-	R1	E 除却
96	高遠高校	部室	S55	S	2	0	68	⑦Ⅲ	-	-	-	-	-	-	-	H28	E 除却
97	伊那北高校	渡り廊下・昇降口棟(昇降口)	S42	S	2	0	295	⑦Ⅲ	-	H28	0.13	1.00	A	なし	-	R2	B 耐震補強
98	伊那弥生ヶ丘高校	部室	S53	CB	2	0	225	⑦Ⅲ	-	H28	1.11	1.00	B※	なし	-	R1	B 耐震補強
99	赤穂高校	渡り廊下・昇降口棟	S40	RC	2	0	338	⑦Ⅲ	-	H17	0.77	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
100	飯田高校	部室	S53	CB	2	0	328	⑦Ⅲ	-	H28	1.21	1.00	C	有	-	-	-
101	飯田風越高校	部室	S52	CB	2	0	225	⑦Ⅲ	-	H28	1.50	1.00	C	有	-	-	-
102	飯田風越高校	部室	S53	CB	2	0	158	⑦Ⅲ	-	H28	1.38	1.00	C	有	-	-	-
103	下伊那農業高校	部室	S51	CB	2	0	143	⑦Ⅲ	-	H28	0.88	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
104	阿智高校	部室	S54	CB	2	0	62	⑦Ⅲ	-	H28	3.33	1.00	B※	なし	-	H30	B 耐震補強
105	阿智高校	部室	S55	CB	2	0	90	⑦Ⅲ	-	H28	1.68	1.00	B※	なし	-	H30	B 耐震補強
106	阿南高校	合宿所・部室棟	S58	S	4	0	468	⑦Ⅲ	-	H17	0.83	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
107	塩尻志学館高校	部室	S48	S	2	0	290	⑦Ⅲ	-	H28	0.13	1.00	A	なし	-	H30	B 耐震補強
108	梓川高校	渡り廊下	S50	RC	2	0	50	⑦Ⅲ	-	H28	1.43	1.00	C	有	-	-	-
109	松本工業高校	渡り廊下	S48	RC	2	0	89	⑦Ⅲ	-	H28	0.50	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
110	松本県ヶ丘高校	渡り廊下・昇降口棟	S49	S	2	0	327	⑦Ⅲ	-	H28	0.14	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
111	松本県ヶ丘高校	部室A	S52	S	2	0	78	⑦Ⅲ	-	H28	0.28	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
112	松本県ヶ丘高校	部室B	S55	CB	2	0	80	⑦Ⅲ	-	H28	1.77	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
113	松本美須ヶ丘高校	渡り廊下	S50	S	2	0	179	⑦Ⅲ	-	H28	0.90	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強
114	松本深志高校	部室	S52	CB	2	0	101	⑦Ⅲ	-	H28	1.03	1.00	B※	なし	-	H30	B 耐震補強
115	松本蟻ヶ崎高校	便所棟	S50	CB	2	0	32	⑦Ⅲ	-	H28	0.38	1.00	A	なし	-	H30	B 耐震補強
116	松本蟻ヶ崎高校	便所棟	S55	S	2	0	135	⑦Ⅲ	-	H28	0.80	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
117	松本筑摩高校	西渡り廊下	S46	S	2	0	141	⑦Ⅲ	-	H28	0.68	1.00	B	なし	-	H29	B 耐震補強

旧耐震基準で建設された中規模施設等の対象施設

(別表2)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積㎡	用途区分 ①Ⅰ ⅡⅢ ※1	耐震診断						耐震化等		
					地上	地下			予定年度	実施年度	評価値 (二期) ※2	要求値 ※3	ランク ※4	耐震性 ※5	予定年度	完了年度	方法 ※6
118	松本筑摩高校	部室	S52	CB	2	0	101	⑦Ⅲ	-	H28	1.13	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
119	松本筑摩高校	渡り廊下	S53	RC	2	0	95	⑦Ⅲ	-	H28	1.46	1.00	C	有	-	-	-
120	松本筑摩高校	部室	S54	S	2	0	142	⑦Ⅲ	-	H28	0.13	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
121	南安曇農業高校	部室	S46	CB	1	0	214	⑦Ⅲ	-	H28	1.70	1.00	C	有	-	-	-
122	穂高商業高校	部室	S53	CB	2	0	90	⑦Ⅲ	-	H28	1.44	1.00	B※	なし	-	H30	B 耐震補強
123	池田工業高校	渡り廊下・昇降口棟	S43	S	2	0	320	⑦Ⅲ	-	H28	0.21	1.00	A	なし	-	H29	B 耐震補強
124	池田工業高校	更衣室棟	S53	CB	2	0	154	⑦Ⅲ	-	H28	1.27	1.00	B※	なし	-	H29	B 耐震補強
125	大町岳陽高校(旧大町高校)	合宿所	S56	S	2	0	331	⑦Ⅲ	-	H28	1.25	1.00	C	有	-	-	-
126	長野中央警察署	自転車倉庫	S49	S	2	0	250	⑦Ⅲ	-	H29	0.65	1.00	B	なし	-	R2	B 耐震補強
127	警察学校	柔剣道場	S51	SRC	2	0	966	⑦Ⅲ	-	H28	0.17	1.00	A	なし	-	R1	B 耐震補強
128	常盤城職員宿舎	職員宿舎	S43	CB	2	0	381	⑦Ⅲ	-	H29	0.81	1.00	B	なし	-	R2	B 耐震補強
129	溪山荘	職員宿舎	S55	RC	3	0	813	⑦Ⅲ	-	H29	1.66	1.00	C	有	-	-	-
130	飯田寮	職員宿舎	S48	RC	3	0	648	⑦Ⅲ	-	H29	2.10	1.00	C	有	-	-	-
131	ちごの荘	職員宿舎	S55	RC	3	0	812	⑦Ⅲ	-	H29	2.26	1.00	C	有	-	-	-
132	妻科アパート	職員宿舎	S53	RC	3	0	737	⑦Ⅲ	-	H29	0.83	1.00	特A	なし	-	R2	F 廃止
133	新諏訪31~36号宿舎	職員宿舎	S46	RC	2	0	311	⑦Ⅲ	-	H29	0.29	1.00	A	なし	-	R2	B 耐震補強
134	沼田教職員宿舎(蘇水荘)	職員宿舎	S55	RC	3	0	667	⑦Ⅲ	-	H29	2.23	1.00	B※	なし	-	R1	B 耐震補強
135	居町職員宿舎	職員宿舎	S54	RC	4	0	992	⑦Ⅲ	-	H29	1.06	1.00	C	有	-	-	-
136	青木島職員宿舎	職員宿舎	S48	RC	4	0	468	⑦Ⅲ	-	H29	1.01	1.00	C	有	-	-	-
137	稲葉独身寮	職員宿舎	S56	RC	4	0	884	⑦Ⅲ	-	H29	1.35	1.00	C	有	-	-	-
138	岩船職員宿舎A	職員宿舎	S55	CB	2	0	322	⑦Ⅲ	-	H29	1.03	1.00	C	有	-	-	-
139	上山田職員宿舎	職員宿舎	S55	CB	2	0	226	⑦Ⅲ	-	H29	1.32	1.00	C	有	-	-	-
140	大星宿舎	職員宿舎	S50	CB	2	0	429	⑦Ⅲ	-	H29	0.48	1.00	A	なし	-	R2	B 耐震補強
141	中丸子職員宿舎	職員宿舎	S55	CB	2	0	310	⑦Ⅲ	-	H30	0.72	1.00	B	なし	-	R1	F 廃止
142	柏木東職員宿舎	職員宿舎	S55	CB	2	0	315	⑦Ⅲ	-	H29	1.66	1.00	C	有	-	-	-
143	長土呂職員宿舎	職員宿舎	S56	CB	2	0	348	⑦Ⅲ	-	H29	1.41	1.00	C	有	-	-	-
144	紅雲台職員宿舎	職員宿舎	S47	CB	2	0	290	⑦Ⅲ	-	H29	0.50	1.00	特A	なし	-	R2	F 廃止
145	勝間宿舎	職員宿舎	S52	CB	2	0	305	⑦Ⅲ	-	H29	1.19	1.00	C	有	-	-	-
146	泉ヶ丘宿舎	職員宿舎	S56	CB	1	0	240	⑦Ⅲ	-	H29	1.13	1.00	C	有	-	-	-
147	矢ヶ崎職員宿舎	職員宿舎	S48	CB	2	0	502	⑦Ⅲ	-	H29	0.65	1.00	B	なし	-	H30	F 廃止
148	田辺職員宿舎	職員宿舎	S53	CB	2	0	302	⑦Ⅲ	-	H29	0.98	1.00	B	なし	-	R1	F 廃止
149	大熊職員宿舎(B)	職員宿舎	S45	CB	2	0	816	⑦Ⅲ	-	H30	-	-	-	-	-	H30	F 廃止
150	湊宿舎	職員宿舎	S54	RC	3	0	558	⑦Ⅲ	-	H29	1.25	1.00	C	有	-	-	-
151	境職員宿舎	職員宿舎	S53	RC	3	0	620	⑦Ⅲ	-	H29	0.58	1.00	特A	なし	-	R1	F 廃止
152	竜東職員宿舎	職員宿舎	S56	RC	3	0	691	⑦Ⅲ	-	H29	1.33	1.00	C	有	-	-	-
153	伊那富職員宿舎	職員宿舎	S54	CB	2	0	205	⑦Ⅲ	-	H29	1.00	1.00	C	有	-	-	-
154	小城職員宿舎	職員宿舎	S53	CB	2	0	103	⑦Ⅲ	-	H29	1.01	1.00	C	有	-	-	-
155	小城職員宿舎	職員宿舎	S54	CB	2	0	206	⑦Ⅲ	-	H29	1.01	1.00	C	有	-	-	-
156	黒田職員宿舎A	職員宿舎	S50	RC	4	0	729	⑦Ⅲ	-	H29	0.91	1.00	B	なし	-	R1	B 耐震補強
157	黒田職員宿舎B	職員宿舎	S50	RC	4	0	729	⑦Ⅲ	-	H29	0.91	1.00	B	なし	-	H30	B 耐震補強
158	飯田警察署独身寮	職員宿舎	S40	CB	2	0	311	⑦Ⅲ	-	H29	0.61	1.00	B	なし	-	R2	F 廃止
159	黒田職員宿舎C	職員宿舎	S47	CB	2	0	473	⑦Ⅲ	-	H29	0.26	1.00	A	なし	-	R2	F 廃止
160	立谷職員宿舎	職員宿舎	S54	CB	2	0	211	⑦Ⅲ	-	H29	1.25	1.00	C	有	-	-	-
161	田尻職員宿舎	職員宿舎	S56	CB	1	0	247	⑦Ⅲ	-	H29	2.15	1.00	C	有	-	-	-
162	高出職員宿舎	職員宿舎	S51	S	2	0	385	⑦Ⅲ	-	H29	0.48	1.00	A	なし	-	R1	F 廃止
163	神田職員宿舎	職員宿舎(K15)	S49	RC	3	0	883	⑦Ⅲ	-	H29	1.08	1.00	C	有	-	-	-
164	神田職員宿舎	職員宿舎(K12)	S47	RC	3	0	245	⑦Ⅲ	-	H29	0.96	1.00	B	なし	-	R2	F 廃止
165	寿北職員宿舎	職員宿舎A	S54	CB	2	0	217	⑦Ⅲ	-	H29	0.43	1.00	特A	なし	-	H30	F 廃止
166	豊科職員宿舎A	職員宿舎	S51	CB	2	0	452	⑦Ⅲ	-	H29	1.18	1.00	C	有	-	-	-
167	長野県社会福祉総合センター	本館	S47	RC	6	0	8,716	⑥Ⅲ	-	H6	0.55	1.00	B	なし	-	R2	F 廃止
168	東御清翔高校	管理教室棟	S44	RC	3	0	2,890	④Ⅱ	-	H21	0.67	1.00	B	なし	-	H29	C 建替
169	県庁舎	東庁舎	S29	RC	4	0	2,064	⑥Ⅲ	-	H7	0.45	1.00	A	なし	-	R2	F 廃止
170	ホクト文化ホール	集会場	S57	SRC	4	1	22,283	④Ⅱ	-	H21	0.95	1.00	B	なし	-	H28	B 耐震補強
171	短期大学	実験実習室	S48	RC	3	0	4,091	⑥Ⅲ	-	H21	0.58	1.00	B	なし	-	H30	E 除却
172	短期大学	講義室	S49	SRC	3	0	2,307	⑥Ⅲ	-	H21	0.80	1.00	B	なし	-	H30	E 除却
173	松川青年の家	体育館	S53	RC	1	0	695	②Ⅱ	-	H26	0.45	1.00	A	なし	-	H28	G 移管



吊り天井等の非構造部材の耐震化の対象施設

(別表3)

No.	施設名	建物名	建設年度	構造	階数		延べ面積 ㎡	対象室	天井面積 ㎡	用途区分 ①Ⅰ Ⅱ ③Ⅲ ④Ⅳ ⑤Ⅴ ⑥Ⅵ ⑦Ⅶ ⑧Ⅷ ※1	調査・設計		耐震化等		
					地上	地下					予定年度	実施年度	予定年度	完了年度	方法 ※7
1	佐久合同庁舎	庁舎	H1	SRC	5	1	9,597	玄関ホール 講堂	220 350	①Ⅰ類 ①Ⅰ類	- -	H29 H29	- -	R1 R1	C 準構造化 C 準構造化
2	松本合同庁舎	庁舎	S59	RC	5	1	23,708	玄関ホール 講堂	217 510	①Ⅰ類 ①Ⅰ類	- -	H29 H29	- -	R1 R1	C 準構造化 B 軽量化
3	県庁舎	本館棟(玄関ホール)	S42	SRC	10	1	36,197	玄関ホール	210	①Ⅰ類	-	H29	-	H29	C 準構造化
4	県短期大学	教養棟	S62	RC	3	0	1,793	講堂	562	⑥Ⅲ類	-	H29	-	R1	C 準構造化
5	県民文化会館 (ホクト文化ホール)	県民文化会館 (ホクト文化ホール)	S57	SRC	4	1	22,283	大・中ホールホワイエ	294	④Ⅱ類	-	H28	-	H30	D 耐震化
								玄関ホール	251	④Ⅱ類	-	H28	-	H30	B 軽量化 及び C 準構造化
								小ホール客席	254	④Ⅱ類	-	H28	-	H30	B 軽量化
								中ホール客席	648	④Ⅱ類	-	H28	-	H30	C 準構造化
6	伊那文化会館	伊那文化会館	S63	SRC	4	1	11,561	玄関ホール	554	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	C 準構造化
								大ホール舞台	857	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	G その他(耐震性有確認)
								大ホール客席	860	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	C 準構造化
								大ホールホワイエ	222	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	D 耐震化
7	松本文化会館 (キッセイ文化ホール)	松本文化会館 (キッセイ文化ホール)	H4	SRC	5	1	16,497	中ホール客席	1,048	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	C 準構造化
								小ホール客席	936	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	C 準構造化
								玄関ホール	770	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	D 耐震化
								国際会議室	340	④Ⅱ類	-	H30	-	R2	D 耐震化
8	佐久創造館	佐久創造館	S55	RC	2	0	4,875	アリーナ	1,120	⑥Ⅲ類	-	-	-	H30	G その他(耐震性有確認)
9	男女共同参画センター	ホール	S59	RC	4	0	3,352	ホール	400	⑥Ⅲ類	-	H30	-	R1	C 準構造化
10	長野県障がい者福祉センター	本館棟	H9	SRC	3	0	7,172	体育館	970	③Ⅱ類	-	H30	-	R2	B 軽量化
								多目的ホール	232	③Ⅱ類	-	H30	-	R2	D 耐震化
11	社会福祉総合センター	本館	S47	RC	6	0	8,716	玄関ホール	473	⑥Ⅲ類	-	-	-	R2	G その他(廃止)
								講堂	288	⑥Ⅲ類	-	-	-	R2	G その他(廃止)
12	福祉大学校	本館	H6	RC	3	0	3,864	ホール	468	⑥Ⅲ類	-	H28	-	H29	A 撤去
13	飯田勤労者福祉センター	本館	H8	RC	3	0	3,398	体育館	691	⑥Ⅲ類	-	-	-	R1	G その他(移管)
14	県立歴史館	本館	H6	RC	2	0	10,456	講堂	201	⑥Ⅲ類	-	H29	-	H30	C 準構造化
15	総合教育センター	講堂棟・食堂棟	H8	RC	2	0	2,072	講堂・ホール	1,030	⑥Ⅲ類	-	H29	-	R1	B 軽量化
16	総合教育センター	管理研修棟	H8	RC	3	0	13,994	メインラウンジ	316	⑥Ⅲ類	-	H29	-	R1	B 軽量化
17	須坂高校	体育館	S46	S	2	0	1,428	アリーナ	1,006	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
18	須坂創成高校(旧須坂園芸高校)	体育館	S42	S	1	0	1,064	アリーナ	816	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
19	長野高校	体育館	H6	RC	3	0	4,139	アリーナ	659	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
20	長野高校	管理混合教室棟(南棟)	H6	RC	3	0	4,464	昇降口	220	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	D 耐震化
21	長野東高校	体育館	S50	S	2	0	1,646	アリーナ	1,216	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
22	長野工業高校	体育館	S41	S	1	0	1,453	アリーナ	932	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
23	長野工業高校	格技室	S43	S	1	0	760	格技室	760	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	B 軽量化
24	篠ノ井高校	格技室	H8	RC	3	0	3,588	格技室	384	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
25	松代高校	体育館	S43	RC	2	0	1,064	アリーナ	816	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
26	松代高校	格技室	S44	S	1	0	397	格技室	397	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
27	屋代高校	体育館	S42	S	2	0	1,556	アリーナ	945	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
28	屋代南高校	体育館	S43	S	2	0	908	アリーナ	832	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
29	上田千曲高校	体育館	S48	S	2	0	1,820	アリーナ	1,079	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
30	上田染谷丘高校	体育館	S44	S	2	0	1,500	アリーナ	1,214	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
31	上田東高校	体育館	S50	S	1	0	1,140	アリーナ	1,140	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
32	東御清翔高校	体育館	S45	S	2	0	1,072	アリーナ	832	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
33	岩村田高校	体育館	S43	S	2	0	1,133	アリーナ	945	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
34	白田高校	体育館	S45	S	2	0	1,513	アリーナ	1,073	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
35	茅野高校	体育館	S43	S	2	0	1,111	アリーナ	832	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
36	箕輪進修高校	体育館	S48	S	1	0	1,282	アリーナ	913	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
37	箕輪進修高校	格技室	S42	RC	1	0	232	格技室	232	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
38	上伊那農業高校	体育館	S48	S	1	0	913	アリーナ	818	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
39	松川高校	体育館	S61	S	1	0	832	アリーナ	672	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
40	松本工業高校	体育館	S50	S	2	0	1,646	アリーナ	1,216	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
41	松本深志高校	講堂	S9	RC	1	0	835	講堂	676	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	D 耐震化
42	松本筑摩高校	体育館	S45	S	2	0	1,154	アリーナ	948	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
43	長野養護学校	体育館	S60	RC	1	0	634	アリーナ	602	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	B 軽量化
44	松本養護学校	体育館	S48	S	1	0	540	アリーナ	546	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
45	上田養護学校	体育館	S54	RC	1	0	560	アリーナ	535	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	B 軽量化
46	飯田養護学校	体育館	S59	S	1	0	525	アリーナ	525	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	B 軽量化
47	飯田養護学校	管理教室棟	S59	RC	1	0	411	玄関ホール	383	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	B 軽量化
48	安曇養護学校	体育館・管理混合教室棟	S62	RC	1	0	1,728	アリーナ・玄関ホール	600	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去 及び B 軽量化
49	飯山養護学校	体育館	H3	RC	1	0	597	アリーナ	469	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	B 軽量化
50	花田養護学校	体育館	S56	RC	2	0	462	アリーナ	336	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	A 撤去
51	寿台養護学校	体育館	S58	RC	2	0	597	アリーナ	450	④Ⅱ類	-	H27	-	H28	B 軽量化

凡 例

※1.用途区分

記号	耐震安全性の分類	区 分
①	I 類	災害対策の指揮、情報伝達等のための施設及び、救急医療活動を行う施設等のうち、拠点として機能すべき施設(庁舎、病院、保健所等)
②	II 類	避難所として位置づけられた施設
③		要支援者施設等人命の安全性確保が特に必要な施設(社会福祉施設等)
④		生徒の応急教育施設等(学校の校舎・寄宿舎、文化施設)
⑤		災害対策の指揮、情報伝達のための施設及び救急医療を行う施設等の拠点施設以外
⑥	III 類	多数の者が利用する建築物
⑦		①から⑥のいずれにも該当しない施設のうち中規模施設

※2.評価値(二期) : 耐震診断により得られた各施設が有する耐震性能を表す数値

(別表1、別表2)

$$\text{評価値(二期)} = \frac{\text{耐震性能を表す指標値(Is値等)}}{\text{要求させる耐震性の指標値(Es値等)}} \quad (\text{小数点以下第2位で切り捨て})$$

Is値等 : 耐震性能を表す指標値。対象施設の構造により、Is値の他以下の指標値を使用

指標値(Is値等) : Is値、Iw値、Ctu・SD値、q値

指標値(Es値等) : 各指標値(Is値等)に対応したものを使用

〔評価値は、過去の地震による建物被害を検証し策定された現行の耐震診断基準により算定。建物の現在の状態を現行基準により算定するため、建物の建設当時の状態や建設当時の基準による耐震性を示すものではない。〕

※3.要求値 : 各施設において求められる評価値の指標

(別表1、別表2)

[ ]内の要求値 : プログラム策定後、震災発生時において施設に求められる用途・機能の見直しを行った施設については、変更後の要求値を[ ]内に記載

※4.耐震性能ランク(別表1、別表2)

耐震性能ランク	耐震安全性の分類	評価値・要件	大地震の振動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性
特A	I・II・III類	施設の状態(コンクリート強度等)が極めて悪かったもの(診断中止等)	高い
A		評価値<0.5	
B	I・II・III類	0.5≦評価値<1.0	ある
B※		評価値≧要求値 ただし、2次部材(付属鉄骨廊下等)について補強等が必要と診断されたもの。	
C	I 類	1.0≦評価値<1.5(又は1.25) (用途により一部の施設において1.5を1.25とする)	ただし、要求される震災時に要求させる機能が確保できない恐れがある
	II 類	1.0≦評価値<1.25	
	III 類	1.0≦評価値	
D	I 類	1.5(又は1.25)≦評価値 (用途により一部の施設において1.5を1.25とする)	低い I 類及びII 類の施設でも要求される機能が確保できる
	II 類	1.25≦評価値	

※5.耐震性の有無(別表1、別表2)

区 分		適 用
有	当プログラムにより求められる耐震性を有している	評価値 $\geq$ 要求値 かつ ランクC、Dのもの
なし	当プログラムにより求められる耐震性を有していない	評価値 $<$ 要求値 又は ランクB※のもの
不能	当プログラムにより求められる耐震性を有していない	ランク特Aのもの

※6.耐震化の方法等(別表1、別表2)

A	免震工法
B	耐震補強
C	建替
D	大規模改修
E	除却
F	廃止
G	移管
H	検討中
I	その他
J	割増改修
K	用途見直し

※7.耐震化の方法等(別表3)

A	天井撤去(再設置無し)
B	天井撤去・再設置(軽量化)
C	天井撤去・再設置(準構造化)
D	天井撤去・再設置(耐震化)
E	落下防止ネット等の設置
F	検討中
G	その他

(※6、※7予定年度の記載が無いものは設計時点の方針を記載)

※8.割増の耐震性能

表記	摘要
有	建設時の構造計算書の点検により、割増(1.5倍)された耐震性能を確認できた施設
不明	大地震の振動及び衝動に対して倒壊し、又は崩壊する危険性は低い、建設時の構造計算書の点検により、割増(1.5倍)された耐震性能を確認できなかった施設

「有」の( )内 : 割増の耐震性能が有の場合、点検において確認した検定値(構造計算における $Q_u$ 値/ $Q_{un}$ 値)を( )内に記載。「有」の施設については検定値が1.50以上であることを確認

※9.耐震性能確認 : 構造計算書の点検により、割増の耐震性能を有することが確認できなかった施設について、耐震診断により詳細な耐震性能を確認。

診断方法及び評価方法は別表1

③ 新耐震基準の施設(第二期プログラムの耐震診断及び割増補強等の対象) 14棟 と同様